

2018年1月31日に第8回目、そして2018年2月16日に第9回目の「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」(消費者庁)が開催されました。第9回目では「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書(素案)」について検討がされています。開催前は大きな改正には至らないかと思っておりましたが、「遺伝子組換えでない」表示の基準に変更ができましたので、先月に引き続きこちらでとりあげてみます。また、おさらいとして、現行制度の概要についての整理をしてみたいと思います。

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」について 4

～議論されている主な改正点と現行制度の整理～

主な改正点について

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書(素案)」をもとに、現状の検討状況をあらためてまとめてみると、以下ようになります。

| 1. 表示義務対象範囲 | 2. 表示方法 |
|--|---|
| ① 表示義務対象品目の検討 →現行制度(8作物33品目)を維持する | ① 「遺伝子組換え不分別」の表示方法 →「遺伝子組換え不分別」に代わる分かりやすい表示をQ&A等に表示 |
| ② 表示義務対象原材料の範囲 →現行制度(主な原材料(重量割合上位3位かつ5%以上)に限定)を維持する | ② 「遺伝子組換えでない」の表示方法 →現行制度の「5%以下」から「0% (検出限界以下)」に引き下げる(ただし「0% (検出限界以下)」に引き下げた際に「遺伝子組換えでない」表示ができなくなる食品については、分別生産流通管理が適切に行われている旨を任意で表示することを妨げない) |

これらの改正により、現状「遺伝子組換えでない」表示をしている商品の多くは、その表示の代わりに「分別生産流通管理が適切に行われている旨」の表示をすることになるものと思われます。

現行制度について

表示の変更にあたっては、やはり遺伝子組換え表示の現行制度について知っておく必要がありますので、こちらにあらためて整理したいと思います。まず、表示義務の対象となる品目は、下記2つの別表に掲載されています。

食品表示基準別表第十七(左欄が8作物、右欄が33食品群)

| 対象農産物 | 加工食品 | 対象農産物 | 加工食品 |
|-------------------|--|--------|---|
| 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。) | ① 豆腐・油揚げ類 ② 凍り豆腐、おから及びゆば ③ 納豆 ④ 豆乳類 ⑤ みそ ⑥ 大豆煮豆 ⑦ 大豆缶詰及び大豆瓶詰 ⑧ きなこ ⑨ 大豆いり豆 ⑩ ①から⑨までに掲げるものを主な原材料とするもの ⑪ 調理用の大豆を主な原材料とするもの ⑫ 大豆粉を主な原材料とするもの ⑬ 大豆たんぱくを主な原材料とするもの ⑭ 枝豆を主な原材料とするもの ⑮ 大豆もやしを主な原材料とするもの | とうもろこし | ① コーンスナック菓子 ② コーンスターチ ③ ポップコーン ④ 冷凍とうもろこし ⑤ とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 ⑥ コーンフラワーを主な原材料とするもの ⑦ コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く。) ⑧ 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの ⑨ ①から⑧までに掲げるものを主な原材料とするもの |
| なたね | | ばれいしょ | ① ポテトスナック菓子 ② 乾燥ばれいしょ ③ 冷凍ばれいしょ ④ ばれいしょでん粉 ⑤ 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの ⑥ ①から④までに掲げるものを主な原材料とするもの |
| 綿実 | | | |
| アルファルファ | アルファルファを主な原材料とするもの | | |
| てん菜 | 調理用のてん菜を主な原材料とするもの | パパイア | パパイアを主な原材料とするもの |

食品表示基準別表第十八

| 形質 | 加工食品 | 対象農産物 |
|----------|--|--------|
| 高オレイン酸 | 1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) | 大豆 |
| ステアリン酸産生 | 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの | |
| 高リシン | 1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。) | とうもろこし |
| | 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの | |

また、義務表示と任意表示を整理すると、右表のような構造となります。遺伝子組換え農産物が主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位以内で、かつ、全重量の5%以上を占める)でない場合は、表示義務はありません。

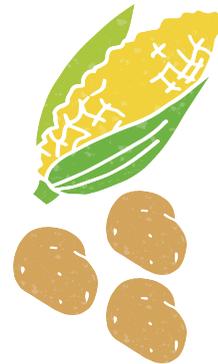
「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書(素案)」での改正点でいえば、下線の2か所が対象になります。

● 参照: 「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書(素案)」
 ● http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/genetically_modifie_d_food_180216_0002.pdf



発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
TEL: 06-6838-7090
FAX: 06-6838-7091
<http://label-bank.co.jp/>
support@label-bank.co.jp

第110号



遺伝子組換えの義務表示と任意表示

| |
|--|
| 「従来のものと組成、栄養価等が同等か」 |
| →同等である |
| →「遺伝子組換えのものを分別し、原材料とするもの」…義務表示 例: 大豆(遺伝子組換え)等 |
| →「 遺伝子組換え不分別 」…義務表示 例: 大豆(遺伝子組換え不分別)等 |
| →「遺伝子組換えでないものを分別し、原材料とするもの」「DNA・たんぱく質が検出不可」…任意表示 例: 大豆、または大豆(遺伝子組換えでない) |
| →同等ではない |
| …義務表示 例: 大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)等 |

このように現行制度では、「遺伝子組換えでない」の表示は、分別生産流通管理が適切に行われていれば、一定(大豆及びとうもろこしについて5%以下)の「意図せざる混入」がある場合でも表示をすることができます。(改正案では、「5%以下」が「0% (検出限界以下)」に引き下げられる見込みです。)

今後の予定

今回の「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書(素案)」をもとに、今年度末(2018年3月末)までに最終のとりまとめがされる予定です。想定される改正点をもとに、表示確認の業務フローに変更が必要な点はないか、などの準備を検討する機会にできればと思います。

日本のイスラム“ハラール”市場参入について

今月号は、チュニジア人のIkram（イクラム）さんのインターン終了時のレポートのあいさつ文です。ハラールに関する情報などがお役にたてればと思い、こちらに掲載させていただきます。



2ヶ月間の株式会社ラベルバンクでのインターシップの終わりが近づきつつある今、最終レポートの準備をしていると、どれだけ私の知識が広がったのかを実感することができます。北アフリカ出身の私からみると、地域間とチュニジア・日本の2国間の国における文化の違いもあり、日本の食における市場は驚くべきものでした。食物のカテゴリーと目的は、一般的に慣例的に日本人消費者向けになっています。当然、海外向けの食品は目的国によって変えられるべきであり、現地の安全基準や法令によって決められるべきです。日本の規制システムは他国とは違い、とても詳細に決められているため、複雑になっています。

ラベルの規制、品質監査、取引などを所管する消費者庁は、消費者の権利の保護、強化のために発足しました。食品の定義そのものやカテゴリー分けから、日本と他の国々の基準や規制は違っています。また、厚生労働省は食品を大きく2種類に分類しています。栄養機能食品もしくは特定保健用食品のような健康を強調した保健機能食品と、主に妊婦、乳幼児、高齢者向けの特別用途食品です。ラベルは、食品表示法に従ってエネルギーと栄養素を誤解のないよう表示する必要があります。

強調表示は国によってさまざまです。例えば、ある国では疾病リスクを抑えるという表示を禁止しています。製造者は、貿易のプロセスで強調表示の指定に戸惑いを覚えることもあるかもしれません。しかし、少子高齢化という日本の抱える問題を考えると、将来、国内の消費が減少することが考えられます。日本政府はそのため、より海外へ大きな市場を求めて動き出しています。ヨーロッパにおいては、美食家の関心を集めるなど、日本の製品は海外市場で取り上げられ、日本の文化は多くの若者を魅了し、それによって日本が旅行先に選ばれるようになっています。

日本の地理から考えると、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、南フィリピン、タイ、ミャンマーなどが大きな市場と考えられるでしょう。また、世界のイスラム教徒の62%はアジア太平洋地域在住ということも鑑み、近い将来、中国と競うことになるであろうポテンシャルのある市場について話したいと思います。

現在、イスラムの市場に参入するには厳格で厳しい“ハラール認証”を受ける必要があります。このプロセスは、日本にとって新しいものなので、ハラール認証を受けられるにもかかわらず、認証を受けずに表示をしていない製品が見られます。これは日本のイスラムコミュニティを無視しているわけではなく、文化や慣例の問題です。日本製品が、今後ゆっくり注意深くハラール市場へ参入するようになると、ハラール市場で世界的にもっとも信頼されているJAKIMという認証機関によるシステムによって今後、ハラール認証は認知されていくことでしょう。2017年からJAKIMは日本の6つの組織をハラール認証の発行機関として指定しました。この仕組みにより、日本企業は海外のイスラム市場へ参入し、製品を輸出しています。また、この重要なプロセスにより、どの日本企業も相手国を理解し、ニーズを知ることでイスラム市場へ参入することができます。例えば、ある国の企業、正確には製品開発チームは、ニーズや伝統的な特色、風味、食習慣、購買力、目的国の中間階層の労働者の能力に注目すべきです。そうすれば、認証を受けた日本製品が現地の状況に適合し、現地生産の製品と競合できるようになるでしょう。

ハラール認証を受けるのは簡単ではありませんが、不可能ではありません。認証要件は、シンプルで理論的であるといえますが、業界にとっては、ハラールへ切り替えるプロセスはかなり難しいものです。だからといって、ハラールでない食品（豚肉、イスラムの方法でない屠殺による動物の肉、血、死骸など、もしくはゼラチンなどこれらに由来する食品）を使用してはなりません。製品そのものだけでなく、相互汚染などによる残留物の混入も認められません。安全性と品質管理の研究による分析法や洗浄プロセスを活用すると、効率的にハラール認定を受けることができます。

今日の私たちの使命は、顧客の手助けになるよう、将来起こりうる問題や予期せぬ事態をバックアップするようなプランや解決法を見つけることだと思います。一度目的が達成されると、常に状況を追跡でき、革新的なアイデアを提案し、顧客がさらにビジネスを拡大する手伝いが可能になります。

お会いした食品会社のみなさん、そしてラベルバンクのみなさん、貴重なお時間を割いていただき、いろいろ教えていただいたことで、今日インターンとしていろいろなことを学ぶことができました。とても感謝しています。

FOODEX JAPAN 2018 出展のお知らせ 3月6日(火)～9日(金)

FOODEX JAPAN 2018 に、弊社パートナー会社であるDecernis が出展いたします。期間中は、Decernis の各国基準情報の検索システムを中心にご紹介いたします。また、システムについて弊社担当者からもご案内できますので、ぜひお立ち寄りくださいますようお願いいたします。

皆様のご来場をお待ちしております！

会場

幕張メッセ

出展場所

USパビリオン内ブース (No.5C04-50)

※期間中、ご来場いただけなかった方には、資料をお送りさせていただきます。弊社までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の「お気に入り」言葉

Le monde est petit

世間は狭い

(フランスの慣用句)